

# 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ご自身が支給対象に該当するか、以下をご確認ください。

## 1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、令和2年中の収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満の方  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

## 2. 支給額

児童(※) 1人当たり一律 **5万円**

(※) 児童とは、令和4年3月31日時点で18歳未満の子(定められた程度の障害を有する場合は20歳未満)と、令和4年4月以降令和5年2月28日までに生まれた新生児です。

■支給手続きについては裏面に掲載しています。  
必ずご確認ください。

### 3. 給付金の支給手続き

#### ■令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

- ▶給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶7月初旬に令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みました。

#### ■上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶給付金を受け取るには、申請が必要です。  
〈申請期限：令和5年2月28日必着〉
- ▶申請書を必要書類とともに郵送または窓口に直接ご提出ください。
- ▶申請書は、区ホームページからダウンロードできるほか、子ども医療・手当係の窓口で配布しています。
- ▶申請内容を確認して支給決定通知もしくは不支給決定通知を送付します。支給決定した方には、通知送付後、順次指定口座に振り込みます。

区ホームページ二次元コード▶



#### 【申請先・問い合わせ先】

##### ○郵送の場合

杉並区役所子ども家庭部管理課子ども医療・手当係  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 東棟3階

##### ○窓口の場合

##### ■～10月31日

杉並区役所「子育て世帯生活支援特別給付金」臨時窓口  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 東棟7階  
**電話：03-5307-0340**

##### ■11月1日～

杉並区役所子ども家庭部管理課子ども医療・手当係  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 東棟3階  
**電話：03-3312-2111(代表)**

